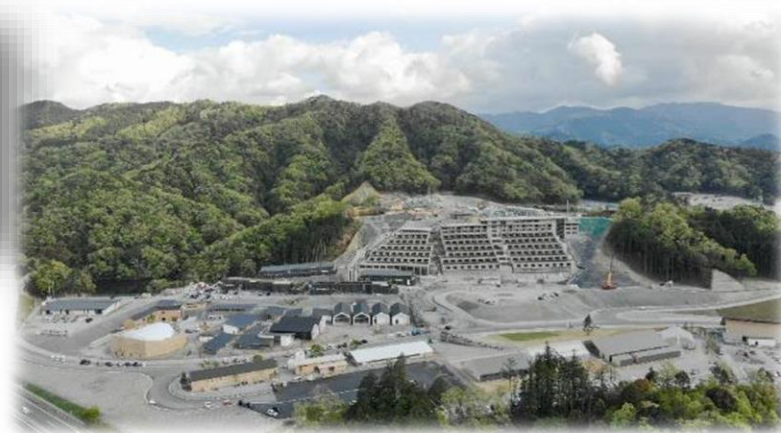


【Brown Field】6町連携 基礎自治体広域横断型モデル

【Green Field】 全国初民間スマートIC直結施設 高速自動車国道法改正の第1号で生まれたグリーンフィールド

地域の活性化を目指して設立された、複合型滞在リゾート施設「VISON」をGreen Fieldとし、その大きな集客力や雇用の創出や、私有地における先端技術活用を、最大限に活用し地方創生を目指す。
この取り組みに賛同した、近隣基礎自治体6町が連携し、広域なBrown Fieldの様々な地域課題解決を、データ連携や、大胆な規制改革を活用し進めるスーパーシティ構想を推進する。



様々な業種を横断する27企業が
連携事業者として参画

『住民』・『地域』・『企業』三方良し
の取り組みを目指す



グリーンフィールドの強みを活かしたパイロット的な商業実装

統合型施設「VISON」：推定集客数約800万人/新規雇用創出約1500人

【先端技術】

自動運転バス周遊サービス



【ローカル5G基地局設置】



【先端技術】

自律式ドローン・ルームサービス
自動ごみ収集ロボット



規制改革シナリオ：VISONの道の駅登録
【既存特例措置の活用】道の駅の設置者の民間拡大

【DX】フル顔認証決済

手ぶら買い物サービス
バーチャル観光開発



【DX】高精細3Dマップ

デジタルツインの可能性を
超えるパラレル・ビレッジ事業



【ヘルスツーリズム】

健康データ連動薬用湯
遠隔診療クリニック



先端的服务の概要

Vision 最新のデジタルヘルスケアの仕組み作りで地域課題解決を実現

(1) 医療ヘルスケア

地域が抱える課題

地域活性化に関する課題

- ・ 高齢者医療費高騰
- ・ 公共交通機関縮小によるアクセス不良
- ・ 慢性疾患者の放置による医療費増加
- ・ 地域医師高齢化に伴う中長期的不安

共通する課題

- ・ 医療費高騰・医療アクセス不良
- ・ 慢性疾患未治療者の地域格差

必要なサービス提案

- Service 1** 生活統合データ基盤連携で実現
データ連携によるウェルネスの創造
- Service 2** 医療アクセス不良患者をサポート
医療Maas提供(診療・薬剤提供)
- Service 3** VISON内クリニックでの実施
海外からのオンライン診療の提供

必要な規制改革

- 医療法
 - 医師法
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)
- 必要な規制緩和
- 医師法、歯科医師法
 - 保健師助産師看護師法
 - 国家戦略特区規制改革メニュー

利用者の暮らし/体験の変化

住民

- ・ 医療アクセス改善による疾病放置の未然防止(自助推進・互助実現)
- ・ デジタル融合による地域システム(互助)実現
- ・ デジタルと自然の融合で地域共助を創造

観光客

- ・ 海外からでも安心して長期滞在可能
- ・ 観光客サポートの充実

共通

- ・ 医療資源の効率的活用
- ・ デジタル連携で地域医療の概念を見直し

全体像

- ① データ連携が生み出す「自助・互助・共助」地域システム
- ② デジタルと自然融合によるウェルネスの創造
- ③ 外国人オンライン診療で観光産業活性化

→ シンプルな規制改革
既存価値をフル活用

→ 地域課題の解決

①データ連携 + AI活用
が自助促進

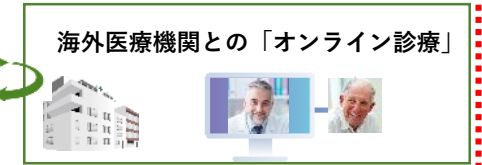
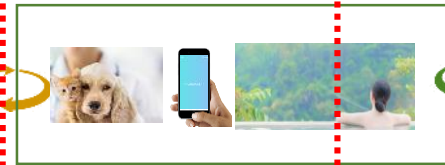
①医療Maasとオンライン診療
で互助実現

②デジタルと自然・動物融合
で共助ウェルネスを創造

③海外長期滞在者向け地方創生を支援

規制改革・規制緩和対象

規制改革・規制緩和対象



マイナポータル連動
オプトインデータ活用

専門医ネットワーク連携
全国7万名の専門医

産学データ連携
本草研究所・連携協力先

新世代型新設クリニック連携
CLINIC VISON

海外連携
HOTEL VISON



先端的服务の概要

Vision

(2) モビリティ・サービス（先端テクノロジー編）

あらゆるモビリティの自律運転が可能となる高精細ダイナミックマップ基盤

地域が抱える課題

- ▶ 人口減少の影響による、バス路線の廃線や、交通空白地の増加
- ▶ 交通サービス維持のための、自治体負担額の増加

必要なサービス提案

Service

1 高精細3次元地図データの社会実装

Service

2 レベル4自動運転の商業実装（私有地）

Service

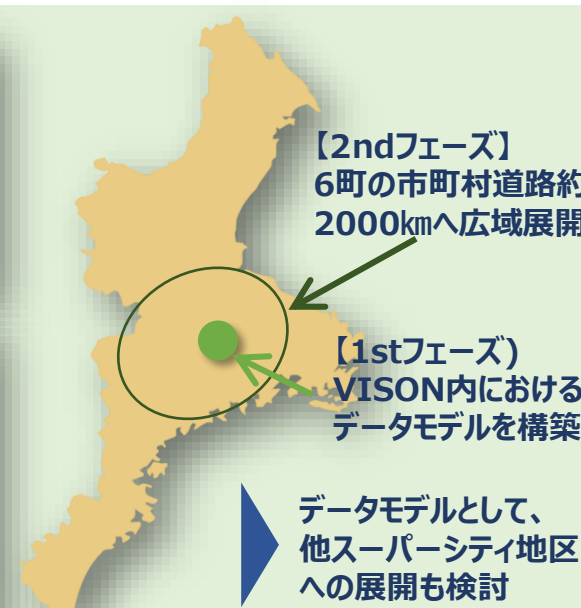
3 自律飛行ドローンルームサービス（私有地）

データ連携/規制改革

- ▶ 高速道路出口にあたるVISIONから、各市町村道路約2000kmを、高精細3次元データ化
- ▶ 私有地であるVISION内より、レベル4や自律飛行ドローンの商業運用を開始し、近隣地域への社会実装を検討。

Leading project

グリーンフィールドを中心としてパイロット・スタート ➡ 広域6町への展開（交通空白地の課題解決）



施設内モビリティ専用道路から、隣接する市町村道路への段階的な自動運転社会実装



先端的サービスの概要

Vision

パーソナルデータ連動型の広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス

地域が抱える課題

- ▶ 人口減少の影響による、バス路線の廃線や、交通空白地の増加
- ▶ 交通サービス維持のための、自治体負担額の増加

必要なサービス提案

Service

1 6町広域AIオンデマンド・モビリティサービス

Service

2 モビリティ・ポートによる街の活性化

Service

3 マイナンバー・カード連携サービス展開

データ連携/規制改革

- ▶ **個人データと連動し**、移動の目的に特化した、多様なサービス連携
- ▶ 多様なサービスの結節点となる、モビリティ・ポートによる街づくり
- ▶ 自治体単独では維持が難しい、**AIオンデマンドシステムの広域展開**

Leading project

6町連携での複数年計画で、経済的に自立した交通サービス網の構築を目指す

▶三重県内主要路線バスの起点となるVISON

* 2021年7月より運行開始



※三重交通 認可申請中

観光を中心とした周遊創出の試みをスタート！

【モビリティ・ポート】

利用者目線に立った多様なサービスの連携・提供拠点
(医療MaaS、観光情報等)



▶6町で共有する「AIオンデマンドシステム」 (自治体負担低減施策)



6町広域展開

個人の目的に合わせた最適なサービスをマッチング



Vision

(3) 地域産業活性化

VISONを中心とした連携6町での森林資源循環モデルの確立

地域が抱える課題

- ・当該地域の森林率は約80%。地域資源を有効に活用することが必要。
- ・樹齢50年超えの森林面積が約83%。地球温暖化対策、森林資源の持続にむけ、若返りが急務。
- ・林業従事者の減少。作業のICT化等により、収益構造の改善が求められている。

必要なサービス提案

Service

1 デジタル情報やICTを使った効率化 森林資源データ化によるスマート林業

Service

2 林業を活性化させる規制改革 農地転用への規制緩和 ／保安林行為制限緩和

Service

3 地域資源の維持、向上 森林若返りに向けた投資促進施策

必要な規制改革・規制緩和

農地転用の規制緩和

・農地法4条および農業振興地域の整備に関する法律17条、農業経営基盤強化促進法第15条（認定農業者等への利用権の設定等の促進）
農地を農地以外に転用する場合には、原則として都道府県知事等の許可が必要。現行の許可基準に基づけば、市街地外であり一定程度の面積であるなど集団での営農可能な土地については、転用許可が認められにくい。

保安林行為制限緩和

・森林法34条、34条の2、34条の3、34条の4
伐採の許可・届出：保安林における立木の伐採については、例外を除き、原則として都道府県知事の許可が必要。再造林時の植栽樹種制限：保安林を伐採した森林所有者は、指定施業要件に定める植栽の方法、期間、樹種を、伐採跡地に植林する必要がある。

利用者の暮らし/体験の変化

住民

- ・林業従事者の増加、収入増加。

地域産業

- ・ICT化、投資促進による林業の全般の効率化。
- ・地域資源である森林の若返り。
- ・規制緩和による作業効率化、収益構造の改善。
- ・耕作放棄地の有効活用。

共通

- ・林業の活性化による地域全体の収入増加。

Leading project

Service 1

森林資源データ化によるスマート林業

- ・森林管理に必要な樹種・樹高・密度などを最新技術により収集。
- ・森林整備計画の基礎となる**森林資源情報（森林基本図・森林簿）の精度向上、情報のデジタル化**を促進。
- ・デジタルデータやICTにより資源管理や生産管理を行うスマート林業。



データ連携基盤

スマート林業実現

資源段階

- ・データ解析、管理手法の効率化
- ・森林境界の作成、管理
- ・林道の路線設計支援 等

生産段階

- ・生産情報の共有
- ・伐採計画等の作成
- ・出材量の見える化

Service 2

林業を活性化させる規制改革

農地転用の規制緩和

- ・耕作放棄地など、山林に近い農地を林地として活用。
- ・山地と比較し、出材コストが安価になり、効率化、収益化が見込める。

保安林行為制限緩和

- ・デジタルデータを活用し、保安林にかかる申請手続きを簡素化。
- ・再造林時の樹種指定を規制緩和し、早生樹などによる短期サイクルの収益化と森林の若返りを実現。

耕作放棄地イメージ



スギよりも材積成長が早い
コウヨウゼン



Service 3

企業版ふるさと納税や地域通貨と連携した 森林若返りに向けた投資促進施策

- ・カーボンニュートラル実現に向けた排出権取引は活性化する見込み。
- ・一方で現状では、吸収量の多い海外との取引が多数を占める。
- ・ふるさと納税や地域通貨との連携（トークンエコノミーの実現）などにより個人、企業からの投資を誘引。

先端的サービスの概要

Vision

地域を悩ます獣害対策の循環システムの構築。林業・農業への被害を軽減

地域が抱える課題

- 環境省、農水省は、2013年に10年後、ニホンジカ、イノシシの生息数半減を宣言。
- 林業、農業、住宅への獣害被害は増加。
- 6自治体の対策費は年間約1億円。今後捕獲の強化が必要な状況。
- 猟友会の高齢化、担い手の不足
- 捕獲後の処理の負担増。

必要なサービス提案

Service

1 ノウハウ蓄積・個体数、生息域把握に活用 ICT技術による捕獲情報のDATA化

Service

2 早急な対応を実現するための効率化 有害駆除申請、報告手続きの簡略化

Service

3 循環システムの構築 捕獲後の処理、活用の出口戦略

関連法案（現行法で対応可）

狩猟や有害駆除に関する申請等

・鳥獣保護法9条1項、11条、14条2項、55条、56条、鳥獣保護法施行規則7条、9条
狩猟期間中は、個別の許可申請なく狩猟可能。但し、狩猟期間毎に、狩猟区域を管轄する都道府県知事による狩猟者登録が必要。また、有害駆除目的の場合、狩猟期間外であっても、都道府県知事の許可を得て狩猟可能。申請のオンライン化などは制限されていない。

ジビエカーの導入

・改正食品衛生法54条、55条1項、改正食品衛生法施行令35条9号、改正食品衛生法施行規則66条の7別表19の5号二、「自動車等野生鳥獣を解体する食肉処理施設の施設基準ガイドライン」
2021年6月1日以降の法規制下では、実現可能

利用者の暮らし/体験の変化

住民・林業・農業従事者

- ・ 獣害被害の軽減
- ・ 生活環境や就業環境における安心安全獲得
- 地域産業**
- ・ ICTによるデータ及びノウハウの蓄積による作業効率化
- ・ 就業人員の増加、担い手の育成
- ・ 獣害対策の労力軽減、および収入増加
- 共通**
- ・ ジビエ肉のブランド化・価値向上。

Leading project

ミシュランガイドの新指標「グリーンスター」との連携を目指す



Service 3

捕獲後の処理、活用の出口戦略

移動式解体処理車の導入 VISON内で活用・ブランド化

食肉としての活用促進
処理の効率化・負担軽減



出典：長野トヨタ自動車HP

日本ジビエ振興協会HPを基に作成

狩猟等による
収入安定

産業活性

農業、林業の発展

持続可能な循環を形成

規制改革

Service 2

有害駆除申請、報告手続きの簡略化

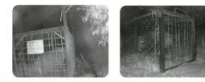
【現状】
宅内被害があっても事前申請制のため、早急な対応、駆除ができない。

Service 1

ICT技術による捕獲情報のDATA化・ノウハウ蓄積、生息域把握

①鳥獣わな監視装置Ⅱ

仕掛けたわなの動作を検知して管理者にメールでお知らせする装置です。



②自動撮影カメラ

センサーが付いている自動撮影カメラです。現場の調査など様々な用途で活用できます。



【現状】
アナログな管理。
俗人的なノウハウ



DATA化

生息域、個体数把握／ノウハウの蓄積

ドローンを活用した害獣追い払い・自動見回り

狩猟免許取得支援
(担い手育成・猟友会と連携した伝承)

DATA活用

③箱わな・囲いわな

有害獣を捕獲するための箱わなや囲いわなです。



④侵入防止柵

非常に錆びにくく耐久性が高い侵入防止柵です。



【現状】
猟友会の高齢化
狩猟免許維持にかかる労力も大きい

Vision

(4) 地域情報発信基盤

位置情報と連動した新たな地域コミュニケーション・プラットフォーム

地域をブランディングする「メタ観光情報発信」 ↔ だれ一人取り残さない「マイハザード」サービス

地域が抱える課題

- ▶ ライフスタイルやニーズの変化に合わせて観光資源を有効活用できておらず、観光客の長期滞在やリピートにつながらず、回遊できていない
- ▶ 土地勘のない観光客に発信する防災情報システムがない

必要なサービス提案

Service

1 位置情報とAIによるニーズ分析を軸とした地域のメタ観光情報発信プラットフォーム

Service

2 パーソナライズされた防災情報サービス『マイハザード』 * 先行する会津若松市との連携

データ連携/規制改革

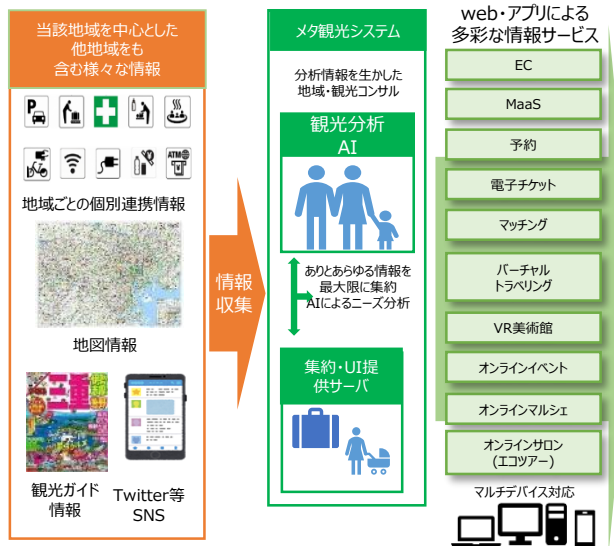
- ▶ 個人の位置情報を起点とした、リアルタイムな情報発信で、「今、行くべき場所」を最適提供
- ▶ 観光AIを活用し、ニーズを的確に把握した、効果の最大化が可能な広域観光プロモーション
- ▶ 防災サービスとの切り替えが可能で6町を連携し、魅力ある、安心/安全な地域をブランディング

Leading project

リアルな位置情報とAIを活用し、伊勢湾熊野灘エリアにおける広域観光プロモーションと広域防災を実現

Service

1 地域のメタ観光情報発信プラットフォーム



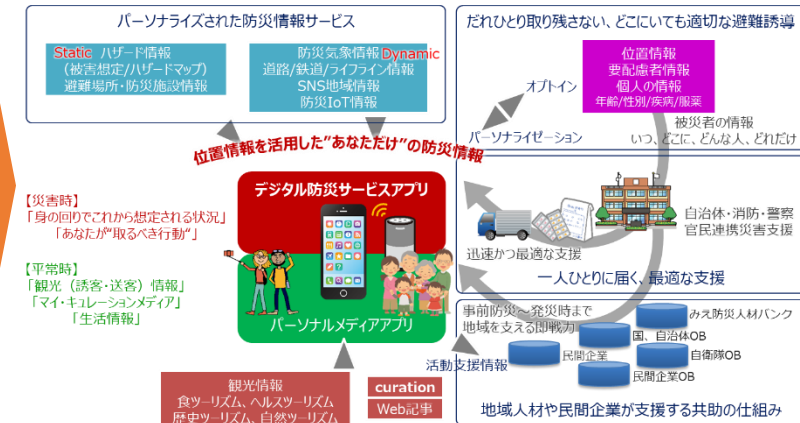
Service

2 防災情報サービス「マイ・ハザード」

- ・ 個人の避難行動支援になる、だれひとり取り残さない、デジタルハザードマップ
- ・ 事前にオプトインした個人データ、位置情報をフル活用した、「あなただけ」のデジタル防災サービス



個人の位置データを活用



Vision

(7) デジタル地域経済圏

地域におけるデジタル経済圏の構築と、データを活用した地域の活性化

地域が抱える課題

- ▶ 地域事業者のキャッシュレス化が停滞、データなく地域経済状況が不明
- ▶ クレジットサービス等は利用されているが、大手決済企業への手数料負担増が予測

必要なサービス提案

Service

1 地域で循環するデジタル地域通貨

Service

2 地域振興券等行政サービス連動

Service

3 外貨を呼び込むふるさと納税連動

Service

4 新たな価値を創出する地域投資

データ連携/規制改革

- ▶ **購買データ**と連動した、正しい地域活性化の施策の計画と実行
- ▶ **行政サービス**や、**地域投資**などと連動した住民参加率の向上と、デジタル地域コミュニティの創出
- ▶ **ふるさと納税**の活用による、**地域外通貨**の呼び込み施策

関連法規：資金決済法等

Leading project

グリーンフィールドをトリガーとし、広域6町のデジタル地域経済圏構築

800万人の観光客需要を地域経済に取り組む
デジタル通貨「VISON-Coin」リリース
(7月にVISON内で利用開始)



地域事業者を含むVISON内
68店舗と200台の軽トラマル
シェ利用可能なデジタル通貨の
発行

<利用を活性化させる企画連動サービス>

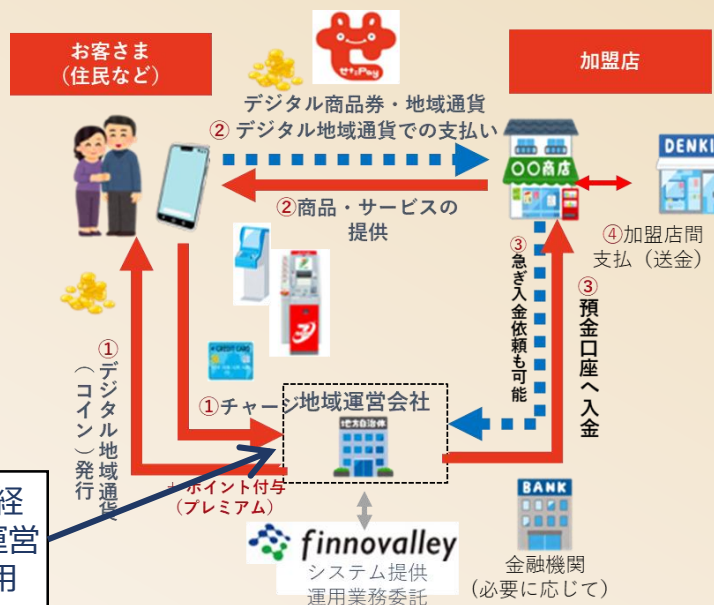
- ① 地域振興券や納税など行政サービスとの連動
- ② 6町各店舗で活用できる「ふるさと納税」との連動
- ③ 地域経済を活性化させる地域投資



6町広域連携のデジタル地域経済圏構築



手数料負担を回避し、地域経済に価値を提供する「地域運営会社」によるデジタル通貨運用



新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	【医療ヘルスケア分野】 オンライン健康相談・診療・服薬指導アプリケーション	VISON内におけるオンライン診療クリニックや、移動式遠隔診療車両による地域住民へのオンライン診療。（地域住民への適正な診察機会の提供）	今後、高齢化等に伴う、医療アクセス不良者に対して、大幅な負担軽減と重篤化予防策に大きな効果が見込める。	医療は病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならない、これはオンライン診療においても同様とされている（右記「オンライン診療の適切な実施に関する指針」）。しかし、医師が同乗しない診療用車両について、医療提供施設又は居宅等に該当するか、法解釈上明確ではなく、自宅にオンライン診療のための設備がない場合、代替手段として医師が同乗しない診療用車両を派遣して、医師と診療用車両をオンライン接続する形で診療が許容されない可能性があると考える。 ※現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、初診時のオンライン診療要件が緩和されているが、時限的な措置である。	医療法1条の2第2項、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「『巡回診療の医療法上の取り扱いについて』及び『医療機関外の場所以て健康診断の取扱いについて』の改正について」（平成24年10月1日医政発1001第7号）	左記のような、医療機関と医師が同乗しない診療用車両を接続したオンライン診療（健診を除く）は、現行法規制下で実現できるか明確ではない。したがって、診療用車両や地域の公民館等と接続したオンライン診療を可能にするよう明確にする規制緩和が必要。 ただし、診療用車両にこだわらず、設備のない家庭に対して、オンライン診療を可能とする設備を配送・レンタルする方法により代替の可能性などは並行して検討を進める。	
2	【医療ヘルスケア分野】 移動型車両による無人薬剤の配送	デジタルキーBOX型の薬剤配送により、個人の受け取りを担保した形で、処方薬の自動配送を実現する。	健診受診後の精査放置がもたらす、潜在的慢性疾患患者の増加と未病対策・予防医療実践の機会損失を抑制し、地域の医療費を低減。 高齢化に伴う医療アクセス不良と、将来的な地域医療の過疎化懸念	処方薬は、ほとんどが薬局医薬品であるところ、一般用医薬品以外の医薬品（薬局医薬品及び要指導医薬品）は、対面で服薬指導したうえで販売・授与しなければならない（薬機法36条の4及び34条の6）。しかし、対面服薬指導実施後であれば、薬局医薬品及び要指導医薬品を、自動搬入・払出装置に保管したうえで、患者本人への確実な授与が確保される方法で授与することは認められている（グレーゾーン解消制度に基づく照会に対する回答）。 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、処方薬についてはオンライン服薬指導が認められているが、時限的な措置にとどまるものである（右記事務連絡②）。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）4条5項、8条、36条の4第1項、36条の6第1項及び36条の10第1項	処方薬の配送は、対面服薬指導実施後であれば、現行法規制下でも実現可能。 ただし、配送方法など、厚労省が基準を明確にしていない点もあることから、患者本人への確実な授与が確保される方法であること、及び医薬品の品質を適切に管理できる方法であることを確保した上で、事前に厚労省の見解を得るなど慎重な対応が必要である。 他方で、オンラインによる服薬指導等については、現行制度下では、新型コロナウイルス感染拡大による特例として認められているにとどまるため、将来にわたって実施する場合には、規制緩和が必要と考えられる。	

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
3	【モビリティ・サービス分野】 自動運転車両の走行	完全自動運転車両の走行をVISON内から実装化。段階を経て、VISON外の公道へ展開。	人口減少による、中山間地域における交通空白地増加の課題解決	自動運転レベル3に対応した改正道路運送車両法が2020年4月1日に施行されたが、完全自動運転車両であるレベル4には対応していない。そのため、レベル4自動車は道路運送車両法に定める保安基準に適合せず、レベル4相当の完全自動運転車両について、「道路」で走行させることはできない（道路交通法62条）。「道路」とは、「一般交通の用に供するその他の場所」を含み（道路法2条、道路交通法2条1項1号）、私有地であることのみでは道路性は否定されず、コンビニエンスストアの駐車場や、私立大学の構内が、「一般交通の用に供するその他の場所」と判断されているケースも存在する。	①自動運転車両に関する法規制：道路運送車両法40条、41条、42条、46条 道路運送車両の保安基準：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 自動運転車の安全技術ガイドライン 道路交通法2条1項1号、62条等 ②運送に関する法規制 道路運送法4条 貨物自動車運送事業法3条 廃棄物処理法7条、14条	現行法下では、一般的には自動運転車両を使用した移動サービスの提供はできないが、国土交通省は、限定地域における無人自動運転サービスについてガイドラインを公表し、かつ2020年12月に閣議決定された、成長戦略会議「実行計画」では、「2022年度目処に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」を目指すこととされており、近年、急速に規制緩和が進んでいる分野である。 よって、規制緩和ではなく、下記ガイドラインなどに従った個別事案として実行する方法検討する。 国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」	
4	【モビリティ・サービス分野】 広域6町連携AIオンデマンド・モビリティサービス	6町連携して、行政区域を超えた公共交通の最適化を目指す（オンデマンドの運行含む）	6町広域連携することで、効率化や、各町の既存公共交通負担金の軽減	一般旅客自動車運送事業者は、個別に運賃の認可を得なければならないため、原則として共通運賃を設定できない。また、運賃・料金について、競合する事業者間で協議・調整を行った場合、カルテルとして独占禁止法に違反する（独占禁止法3条）。	①営業区域に関する法規制 道路運送法20条2号 道路運送法79条の2 道路運送法施行規則18条の2、51条の4第2項 ②共通運賃に関する法規制 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）3条 道路運送法9条、9条の2、9条の3 地域公共交通活性化再生法2条16号、36条の3	地域公共交通活性化再生法の改正（2020年11月27日施行）により、「新モビリティサービス事業」として共同で認定を受けた交通事業者は、「共通乗車船券」を発行することで、共通運賃を設定することが可能となった。また、同法の施行に伴い、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づき、関連事業者が共同経営の認可を受けた上で、国土交通大臣による共同経営を受けた場合、カルテルの対象外となる為、先行し現行法下での実施を検討する。	
	【地域情報発信基盤】 防災情報サービス「マイハザード」	緊急時及び人命にかかわる際における、個人情報の目的外利用（オプトアウト情報利用）	被災時の等の緊急時におけるより正確な避難経路や避難情報発信	本人同意のもとに知りえた個人情報、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。	個人情報の保護に関する法律2条1項1号、17条1項、18条1項、23条1項、28条～30条等	緊急時及び人命にかかわる際に限定し、個人情報の目的外利用を可能とする規制緩和の提案	

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
5	【地域産業活性化分野】 地元産木材を使用した大規模木造美術館の建設	VISON敷地内に次期開発計画として、た大規模木造建築を建設し、美術館として活用する。	地域の基幹産業である林業の活性化（収益向上、森林の若返り促進） 関係人口（観光入れ込み客数）の増加	美術館の用途は、学校等に分類される（建築基準法施行令115条の3）。3階以上の階を美術館とする又は延床面積3000㎡などの条件に該当する場合、建築基準法に定める耐火建築物としなければならない（その他1000㎡以上の場合は外壁、軒裏などを防火構造とするなどの対応が求められる）。この条件未満でも、高さ16m超又は美術館に供する延べ床面積が2000㎡以上などの条件に該当する場合などには準耐火建築物その他政令に定める基準を充たした防火措置をとらなければならない。 また、耐火建築物とする場合、耐火構造や防火構造の区画を設ける必要があり、これには認定耐火集成材・鉄筋コンクリートを用いなければならない。	建築基準法 ◆21条（大規模建築物の主要構造部等）2項 ◆27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）第1項 ◆告示第255 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件 第1項 三	耐火性能と区画面積を緩和するため、設計時には、3Dデータを活用したマルチエージェントシミュレーションを使用して、耐火性能に応じた時間内に不特定多数の来場者が避難完了する時間を検証し、利用者の安全性を担保した設計を行う。 また、必要に応じて、消防設備に加え、温度、画像センサーを施設内各所に配置し、これらの信号を解析することで、有事における最適避難誘導を実現する仕組みの導入を行う。	
6	〃	〃	〃	中大規模建物は、建築基準法により主要構造部にJAS材の使用が定められているため、地元産材の非JAS認定材を使用する範囲が限られる。 また、非JAS認定材はJAS認定材より材用強度が低く設定されているため実際には良質材料であっても不利な扱いとなっている。	建築基準法 ◆46条（構造耐力上必要な軸組等）第2項 第一号イ ◆昭和62年告示第1898号 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件 ◆平成12年告示第1452号 六 木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件	中大規模木造建築物の建設にあたり、非JAS認定工場の材料であっても物性データ（強度等）の明確な材料が使用できるよう、地域の工場で製材や加工される木材の物性データを地域で一元管理できるトレーサビリティシステムを構築する。 検査データには簡易強度試験の結果を含み、ミルシートとしてデータ管理され、ユーザーがアクセスできるようにすることで、非JAS認定材の利用を可能にする。	

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
7	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	耕作放棄地など、山林に近い農地を林地として活用	- 増加する耕作放棄地や所有者不明農地の有効利用 - 林野庁の推進する早生樹による森林整備のモデル化と他地域展開 - 木質バイオマスの原料に活用されることで地産地消エネルギーへの貢献	農地を農地以外に転用する場合には、原則として都道府県知事等の許可が必要。現行の許可基準に基づけば、市街地外であり一定程度の面積であるなど集団での営農可能な土地については、転用許可が認められにくい。 また、所有者不明農地の集約化は農業経営基盤強化法による後押しがあるものの集約後の土地利用目的が農業に限定されている。	農地法4条および農業振興地域の整備に関する法律17条 農業経営基盤強化促進法第15条（認定農業者等への利用権の設定等の促進）	耕作放棄地や所有者不明の農地の林地への適用	
8	【地域産業活性化分野】 林業の活性化	保安林の行為制限の緩和	- 保安林内の伐採、再造林の活発化 - 森林の若返り	●伐採の許可・届出 保安林における立木の伐採は、一部例外を除き、原則として都道府県知事の許可が必要（森林法34条1項） また、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、土地の形質の変更についても、都道府県知事の許可が必要（森林法34条2項） ●再造林時の植栽樹種の制限 保安林の立木を伐採した森林所有者は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間、樹種の定めに従い、伐採跡地に植林しなければならない（森林法34条の4）。例外は、非常災害により現況に著しく変化が生じた場合、不適当でないと都道府県知事が認めたとき（森林法施行規則72条）。	森林法34条、34条の2、34条の3、34条の4	民間事業者による保安林の指定施業要件変更の提案制の導入。（現状：指定施業要件変更権限は農林水産大臣又は都道府県知事） - デジタルデータを活用し、保安林にかかる申請手続きを簡素化。 - 再造林時の樹種指定を規制緩和 など	
9	【多目的ツーリズム分野】 ワーケーション時における他拠点納税制度の導入	ワーケーションなど、長期滞在する地域に滞在日数に応じて、住民税を分割して納税する制度の構築	税収増加による地方自治体の財務体質改善	個人の住民税（道府県民税及び市町村民税）の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、同日の住所によって課税権の帰属（どの市町村、都道府県が課税するか）が決定される。	地方税法39条、同法318条	年度内に住所・居所が移転した場合に、個人住民税を分割して納税する（又は納税された個人住民税を案分する）ために、パーソナルデータに基づく滞在日数を試算し、データに基づく他拠点納税を行う新たな制度改革が必要。	

既存の国家戦略特区の特例措置の活用予定

No	既存の国家戦略特区の特例措置の活用	特例措置を活用した事業の概要
1	VISONの道の駅登録 【既存特例措置の活用】 道の駅の設置者の民間拡大 （国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて平成29年1月11日・国土交通省通知）の活用	【事業概要】 VISONは全国初の民間スマートICが直結した民間商業施設であり、伊勢自動車道の伊勢方面からのアクセスが可能である。また、一般道からは国道42号に面しており、VISONの一部エリアを道の駅にすることで、高速道路、一般道とも道路休憩施設として利用可能になることが見込まれる。 一方、VISONは、休憩機能（駐車場、トイレ）、地域交流機能（産直市場等）、情報提供機能（モビリティポート等）の道の駅に必要な機能は有しているが、民間施設であり、特例措置前では、設置主体は、市町村や公的主体（都道府県、公益法人等）に限定されており、道の駅に指定することが困難であった。 特例措置を活用し、VISONの一部エリアを道の駅にすることで、道路休憩施設としての機能を発揮し、かつ、道の駅の知名度を活用した地域活性化を、多気町およびVISON運営会社が連携して目指す。
2	外国人医師（海外）と日本滞在外国人患者の国際間「オンライン診療」 【既存特例措置の活用】 内閣府国家戦略特区 規制改革メニュー2015年1月通知「国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁」の拡大解釈	【事業概要】 診療提供者は、海外の医療機関・医師であり、対象患者の主治医（日頃通院している医療機関）であることを条件に、Green field 内の医療機関に医療特区を設けて、医師・看護師が対象外国人患者の診察をサポートできる体制が整った環境でのオンライン診療実施とする。 オンライン診療実践においては、無料コミュニケーションツールは利用せず、オンライン診療専用アプリケーション・サービス活用することで個人情報の担保と医療安全が十分保たれた環境下で診療を行くこととする。 【関連法規】 医師法 2条の2第2項、17条及び20条 医療法 1条の2第2項 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」
3	6町連携のA I オンデマンドモビリティサービス 【既存特例措置の活用】 過疎地等での自家用自動車の活用拡大 過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。	【事業概要】 6町（多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町）に渡る広域エリア全域において、利用者の利便性を考慮した生活エリアを基準とし、AIオンデマンド・モビリティサービスの社会実装を目指す。

既存の国家戦略特区の特例措置の活用予定

No	既存の国家戦略特区の特例措置の活用	特例措置を活用した事業の概要
4	地域のメタ観光情報発信プラットフォーム 【既存特例措置の活用】 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除 観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。	【事業概要】 地域事業者が、国内外の観光客に向けた最適なプラン制作と、ワーケーション等の新たなニーズにマッチする何度でも活用していただけるプランの制作を行う。 運送又は宿泊を伴う様々な旅行プランがAIにより簡易に制作が可能となるが、それらプランを販売するためには、旅行業法に定められている登録や供託等が求められる。 現行法では、法人化している地域コミュニティ組織等が、その構成員である宿泊業者や旅客自動車運送業者の宿泊施設を利用した少人数の体験型旅行の企画型募集等を行う場合でも、旅行業に該当するため、少なくとも地域限定型区分の旅行業登録を要する。しかし、営業保証金の供託や、旅行業務取扱管理者の選任が必要であるなど、自発的に企画を行うにはハードルが高い。また、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づく旅行業法の特例措置として、「観光圏内限定旅行業者代理業者」制度があるが、「代理業」では自ら企画をし、募集することができない。運送や宿泊を伴わないサービスの提供であれば旅行業に該当しないが、現実的に困難である。 地域の事業者が、魅力的な観光資源を自発的に組み合わせ、利用者に魅力を伝えることが出来るよう、域内かつ少額の企画に限定し、地域に根差した旅行プランの販売を可能とする規制改革の提案を行う

スーパーシティ構想に関連する事項がありましたら、自由に記載して下さい。

1. 地域の活性化を目指したGreen Field「VISON」の設立

少子高齢化という中山間地の典型的な課題を持つ同地域において、2015年に、民間の力でこれらの課題を解決すべく、株式会社アクアイグニスを中心に民間企業4社からなる合同会社「三重故郷創生プロジェクト」が設立、事業計画がスタートしました。、観光を中心とした産業の育成や、賑わいのある明るい地域づくりを目指し、これまでにない新しい取り組みとして、滞在型複合リゾート施設の開発を、故郷創生事業として、産学官が一体となり進めてきました。

高速国道法改正の第1号として、全国初の民間施設直結スマートインターチェンジ連結許可を受け、2021年4月末より段階的な施設オープンに辿り着きました。地域に愛される、賑わいあふれる施設を目指し、新たなスタートを切ります。

VISONの名称は、美村（美しい村）から取られたもので、この施設だけでなく、自然あふれる三重の幅広い周辺地域を、住民や観光客など様々な人々に愛される美しい村として活性化させていきたいという思いを込めてつけられたものです。

上記趣旨に賛同した、多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町の6町が協力し、国が地方創生の手段として示したスーパーシティ構想を活用し、地域が抱える様々な課題の解決や、住民が幸せに暮らせるまちづくりを目指し、活動を推進して参ります。



VISON



多気町



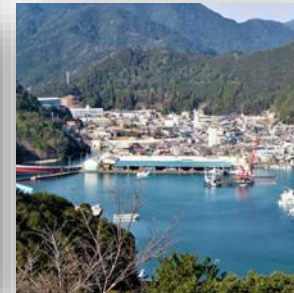
大台町



明和町



度会町



大紀町



紀北町